

個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票

個人番号カードの交付の際には、申請者ご本人様に暗証番号の設定を行っていただくこととなっています。

暗証番号については、あらかじめ決めていただいてからの来庁をお願いいたします。

この記載票は、暗証番号を正確に入力いただくための記録用紙としてご活用ください。

① 署名用電子証明書の暗証番号																				
② 利用者証明用電子証明書の暗証番号					①の署名用電子証明書は、15歳未満の方、成年被後見人の方へは発行できませんので暗証番号は不要です。															
③ 個人番号カードの暗証番号 (住民基本台帳用暗証番号)																				
④ 券面事項入力補助の暗証番号																				

①については、アルファベット（大文字のA～Z）と数字（0～9）を組み合わせ 6文字以上16文字以下で設定できます。

※15歳未満の方、成年被後見人の方へは発行できませんので暗証番号は不要です。

②、③、④の数字4ケタの暗証番号については、同じ番号を設定できます。

※暗証番号は、原則、申請者ご本人に、タッチパネルでの操作により設定していただきます。

ただし、申請者が15歳未満の方や成年被後見人の方の場合は、法定代理人が操作することとなります。また、疾病や障害で申請者ご本人が来庁できない場合は、播磨町役場住民課の職員が操作を代行させていただきます。

◎ 暗証番号を使用することにより、第三者のなりすましを防ぎます。暗証番号はみだりに他者に教えないようにしてください。また、生年月日など予想がつきやすい数字は避けてください。

◎ 暗証番号は、入力を連続して3回（①のみ5回）間違えた場合ロックされます。その場合は、播磨町住民課窓口にお越しいただいて暗証番号の再設定を行う必要がありますので、ご注意ください。

◎ 暗証番号を忘れた場合、播磨町住民課窓口にて暗証番号の再設定が可能です。

◎ 各暗証番号は、次のようなときに使用します。

- ① 電子確定申告（e-Tax）などインターネット上で電子文書を作成、送信する際に使用します。
- ② インターネットでマイナポータルを利用する際、コンビニエンスストア内のキオスク端末から住民票など各種証明を取得する際に、本人であることを証明するために使用します。
- ③ 転入、転居など住民票の情報に変更があった際、カード情報の書き換えに使用します。
- ④ カード裏面のICチップ内の、基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）データを活用して被災者台帳を作成するなど、マイナンバーに関連する業務で使用します。